

福島市告示第78号

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第49条に規定する犬猫等死体処分手数料及び納骨壺売払代金の徴収業務を地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき委託したので告示します。

令和8年4月1日

福島市長 馬場雄基

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名称 福島市エコエリア協業組合
所在地 福島市笹谷字町尻9番地の8
代表者 代表理事 占部 恵太

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで